平成25年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第1号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

		Ī	改 正	後					Ī	改 正	前	
別	表第1	(第2条、第	53条、	第5条、第7	条関係)	月	1表象	第1	(第2条、第	3条、	第5条、第7	条関係)
				運用益金の							運用益金の	
	名称	設置目的	積立て	整理又は処	処分事由		名	称	設置目的	積立て	整理又は処	処分事由
				理							理	
	略						F	佫				
	35 と	高齢者、	一般会	一般会計歳	当該基	Ę	35	ک	高齢者、	一般会	一般会計歳	当該基
	っと	障がい者等	計歳入	入歳出予算	金の設置	Ī	-	っと	障がい者等	計歳入	入歳出予算	金の設置
	り支	が住み慣れ	歳出予	に計上して	目的を達	181	i	り支	が住み慣れ	歳出予	に計上して	目的を達
	え愛	た地域で暮	算に定	当該基金に	成するた	-	;	え愛	た地域で暮	算に定	当該基金に	成するた
	基金	らし続けら	める額	積立て	めに必要	i i	2	基金	らし続けら	める額	積立て	めに必要
		れるように			な経費の				れるように			な経費の
		するため、			財源に充	5			するため、			財源に充
		これらの者			てると	:			これらの者			てると
		の生活を地			き。				の生活を地			き。
		域で支え合							域で支え合			
		う活動の支							う活動の支			
		援及び生活							援及び生活			
		環境の整備							環境の整備			
		を行うこ							を行うこ			
		と。							と。			
	36 鳥	地域にお	一般会	一般会計歳	当該基	ž.						
	取県	ける公共投	計歳入	入歳出予算	金の設置	Ī						
	地域	資を円滑に	歳出予	に計上して	目的を達	141						
	の元	実施し、防	算に定	当該基金に	成するた	-						
	気・	災対策、減	める額	積立て	めに必要	i i						
	公共	災対策等の			な経費の							
	投資	推進及び産			財源に充	5						
	臨時	業基盤、生			てると	: []						
	基金	活基盤等の			き。							
		整備を図る										
		ための経費										
		に充てるこ										
		と。										

3	87 鳥	海岸漂着	一般会	一般会計歳	当該基
	取県	物の円滑な	計歳入	入歳出予算	金の設置
	海岸	回収及び処	歳出予	に計上して	目的を達
	漂着	理並びに発	算に定	当該基金に	成するた
	物対	生の抑制を	める額	積立て	めに必要
	策基	図り、もっ			な経費の
	金	て海岸にお			財源に充
		ける良好な			てると
		景観及び環			き。
		境の保全に			
		資するこ			
L		と。			

附則

この条例は、公布の日から施行する。